農業改良助長法施行規則の一部を改正する等の省令

（農業改良助長法施行規則の一部改正）

第一条　農業改良助長法施行規則（平成十七年農林水産省令第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「農業改良助長法施行令（以下「令」という。）」を「令」に改め、同条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（令第三条第二号ロの農林水産省令で定める方法）

第十二条　農業改良助長法施行令（以下「令」という。）第三条第二号ロの農林水産省令で定める方法は、書類審査、筆記試験又は口述試験の実施による方法とする。

（農林水産省関係構造改革特別区域法施行規則の廃止）

第二条　農林水産省関係構造改革特別区域法施行規則（平成二十四年農林水産省令第四十六号）は、廃止する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第三十九号

農業改良助長法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第四百三十一号）の施行に伴い、及び構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）第六条の規定に基づき、環境省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月十八日

環境大臣　大塚　珠代

環境省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令

環境省関係構造改革特別区域法施行規則（平成十五年環境省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「第七条」を「第六条」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。